

福岡都市圏南部環境事業組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

〔平成22年3月29日〕
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成22年条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間のうち、福岡都市圏南部環境事業組合の休日を定める条例(平成18年条例第2号)に規定する休日においては、報告書等を縦覧に供しない。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第4条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 条例第6条第2項の意見書(様式第2号)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名(法人等にあつては、事務所等の名称及び代表者の氏名)、住所(法人等にあつては、主たる事業所の所在地)及び電話番号
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

縦 覧 申 込 書

年 月 日

（あて先）

福岡都市圏南部環境事業組合
管理者

住 所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）
〒

氏 名（法人等にあつては、事務所等の名称及び代表
者の氏名）

電話番号 _____

福岡都市圏南部環境事業組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則第4条の規定により、縦覧の申込みをします。

受付番号		受付日	年 月 日
------	--	-----	-------

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

意 見 書

（あて先）

福岡都市圏南部環境事業組合
管理者

住 所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）
〒

氏 名（法人等にあつては、事務所等の名称及び代表者の氏名）

電話番号 _____

福岡都市圏南部環境事業組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

施設の名称	
生活環境の 保全上の見地 からの意見	